

**<産経新聞大阪本社法務セミナー>**  
**「あなたの家は大丈夫?—耐震強度偽装問題から**  
**H18年6月15日(木) 4:00~6:00**

**序章 本日のテーマ**

**<自己紹介>**

弁護士の坂和章平です。今4時10分ですから、5時40分まで1時間半お話しします。その後は皆さんとの質疑応答を少しやりたいと思います。レジメの坂和章平プロフィールでは「こんな本を書いています」というものを並べています。最初のグループが都市問題に関する本です。私は22年間都市問題をやっていました。弁護士の仕事は32年目になりましたが、最初の10年間が公害問題、その後の22年間が都市問題という形で、都市問題をライフワークとしてやっています。次のグループが映画評論の本で、2002年にはじめて『SHOW-HEYシネマーム1』を出版し、今は既に9冊目になりました。このように非常にハイピッチで坂和流の映画評論を書いており、これはホームページにも載せています。弁護士の目から見た評論で、普通の映画評論とは違う内容がいっぱい入っています。またスケベおやじの目とか、歴史好きな勉強家の目とか、中国大好き人間の目とか、私なりの視点を全面に押し出しています。映画を売り込むための評論ではなく、さまざまな坂和流の視点を打ち出しているのが面白い特徴だと自負しています。その他のグループとして、私は損害保険会社の顧問弁護士をずっとしてきたため、保険会社の立場で交通事故の被害者との示談折衝を32年間やっています。そこで、そういう示談処理の実務やノウハウをまとめた本も出版しています。

**<本日のテーマ>**

今日は耐震強度偽装問題をテーマとして話します。「あなたの家は大丈夫?」というのは客寄せのためのキャッチフレーズみたいなもので、「あなたの家は大丈夫」というソフトなお話をやる気はありません。耐震強度偽装問題が大きくマスコミを騒がし、国民は大騒ぎしていますが、私はそれについて「あんたら本当にわかってるの?」と、疑問に思っています。つまり、この問題については国民的な議論がホントになされているのか、というのが根本的な問題だと思っていますが、実は本当の問題点が全然わからないまま騒いでいるだけではないかということです。そういう問題点を特に強調したいと思います。耐震強度偽装問題については、産経新聞社から『無責任の連鎖』という本が出版されています。これは、この問題が起こった後タイムリーに取材をして、いいタイミングで出される新聞社流の本です。それからもう1つお薦め本として、日経新聞社から細野透さんという建築のプロが書いた『耐震偽装 なぜ、誰も見抜けなかったのか』という本が出版されています。これを読むと、耐震強度偽装はなかなか見抜けないよ、したがってマスコミはそういうことを本当にわかって報道しているのか、どこから聞いた伝聞の話ばかりを新聞・テレビで流しているのではないか、という問題点が浮かびあがってきます。私はこういう問題意識もすごく大切だと思っています。

**第1章 前提となる基礎知識その1**

**<建築基準法とは?>**

レジメに基づいて少し基礎知識をお話をします。まずは建築基準法についてです。これからの話題は、私が大学で「都市法政策」という科目で講義している内容とかなりかぶります。つまり、このレジメに書いて

あるのは、建築基準法とは一体どんな法律かということを色々と並べています。これを全部説明すると、丸々建築基準法の概要を講義することになり、そんなことをしたら皆さんはきっと居眠りしてしまいます。しかし、この問題点はどの条文を見ればわかる、またどの本のどの解説を読めばわかる、ということをふまえたうえで議論をしなければ、ハチャメチャで訳のわからない議論になってしまいます。そこで、ポイントだけを説明します。皆さんのが自分の土地を持っている、あるいは親から相続した50坪の土地上に家を建てようぜ、という経験をすれば、そこではじめて建築基準法とはどんな法律なのか、建築確認とは何ぞや、自分の土地は住居地域だけれども、用途指定とは何ぞや、建ぺい率・容積率とは何ぞや、ということにはじめて興味を持ち、それを調べてはじめてその意味内容がわかる。逆に言えば、そういう動機があってそういう経験と勉強をしなければ、建築基準法が定めている、日本国における法的な建築のシステムは何もわからないということです。

### <建築確認とは?>

その意味で、まずは建築確認とは何か。これが最大のポイントです。今日は時間がありませんから、あなたはそれをどう理解していますか、という話はやりませんが、建築確認とは何か?と質問した場合、それはこういうことだと答えられる人は10人のうち1人しかいません。建築確認は、建築の許可ではない、また建築の認可でもありません。建築確認とは何か?その答えは要するに、「法律の定める最低限度の基準を満たしていることを確認した」、というまさにそれだけの意味です。もともと建築確認とは、所詮その程度のものなのです。一人一人の国民が家を建てるという行為に対して国がどこまで介入し規制するのか、まずはそれが根本問題です。またそれは、何が公法なのか、何が私法なのかという議論にも通じます。例えば都市計画法は公法です。都市計画法は例えば、市街化区域と市街化調整区域の線引きをします。これはまさに、国家としてどういう都市づくりをするべきか、という視点から市街化区域と市街化調整区域の線引きをするわけです。それは明らかに都市づくりについての国の基本政策を定めるものです。ところが、1人の国民が家を建てるについて、国がどこまで介入しなければいけないのか、まずはそれが根本問題です。俺は金がないから立派なレンガづくりの家を建てなくてもいい、ベニヤを貼りつけた、尤小屋に毛の生えたような家でいいんだ、そういう人もいるはずです。現に戦後は、バラック建ての建物で何とか雨露をしのいだという時期がありました。なぜそれではダメなのか、それが根本問題です。これはつまり、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営まなければならぬ、また、地震が起こると家がすぐにボロボロに潰れるということは個人の問題ではない、地震になっても倒れない家、火事になっても燃えない家、そういう家の集合体としての機能的な都市、美しい都市、そういう家や都市をつくるのは国家の責任なんだ、という価値観から、一般国民が建てる家についても最低限これだけの基準を満たしておけということを国が要求しているわけです。

### <『花よりもなほ』による日本の住宅事情>

今、松竹系映画館では是枝裕和監督の『花よりもなほ』(05年)という映画をやっています。是枝監督は『誰も知らない』(04年)という映画で有名です。またこの映画に主演した中学生の柳楽優弥君は2004年のカンヌ国際映画祭で主演男優賞を獲得し、日本でも大ヒットしました。その是枝監督がつくった『花よりもなほ』は、1601年の赤穂浪士の討ち入りと同じ時期に、全く腕の立たない侍が仇討ちをするという物語です。彼はすごく汚い長屋に住んでいます。スクリーン上に登場する長屋の姿たるやそれはひどいもので、今の建築基準法の基準でいけば明らかに違法建築です。壁はこういう構造でなければならないとか、

道路に何メートル接道していなければいけないとか、あるいは敷地の最低面積は〇m<sup>2</sup>でなければならぬとか、今の日本の建築基準法が定める基準を無視したボロボロの長屋です。ちなみに今でも、そういう建物は日本にいっぱいあります。それが既存不適格建物というものです。建築確認を受けて建てられた建物は、最低基準を満たしています。しかし近代都市法としての現在の建築基準法は、戦後の昭和44（1969）年にできた法律だから、それより以前にあった建物にはその基準を満たしていないものがたくさんあります。それを全部ぶつ壊して新しいものを建てると要求してもそれはできないから、今の法律には適合しない既存の建物という意味で、既存不適格建物という概念があるわけです。昨年10月に耐震強度偽装問題が発覚しました。震度5で潰れるかもしれない。新聞では、震度5の地震があったら必ず潰れるかのように書いていますが、必ず潰れるかどうかはわかりません。ところが、耐震強度の偽装が発表されるとたちまち、そのマンションは建築基準法上の要件を満たしていない、したがってそれは強い地震がきたら潰れてしまうから、そこに住んでいるのは危険だということが強調されたわけです。しかし皆さん、ここで少し冷静に考えれば、危険な建物に住んでいる日本国民はいっぱいいます。日本国民は今1億3000万人いますが、既存不適格建物に住んでいる日本国民はごまんといいるわけです。

#### ＜『男たちの大和/YAMATO』にみる日本の住宅事情＞

『SHOW-HEYシネマーム9』の表紙は、『男たちの大和/YAMATO』（05年）で使った戦艦大和のロケセットがある尾道で撮ったものです。尾道は林芙美子の銅像などがある非常に美しいまちです。山道をずっと歩いていくと、お寺がいっぱいあります。尾道は山のまちだと言われています。そういう風に言えばカッコいいわけですが、坂道の上り下りは大変です。そんな坂道を歩いてお寺巡りをしていると、ちょっとした地震が起これば全部ぶつ潰れるぜという建物ばかりです。つまり既存不適格建物に住んでいる老人たちがいっぱいいるわけです。したがってホントは、そんなところに住んでいたら命がヤバイから、みんな退去しろと言わなければいけません。今回の耐震強度偽装問題で問題となったマンションだけワーウー言っていますが、それって正しいの？どこかおかしいのではないか？と私は思います。そしてそのポイントは何かというと、日本人はみんな1つ目立ったことがあると、そこに集中砲火を浴びせて攻撃する。耐震強度偽装問題にしてもホリエモンにしても、今回の村上ファンにしても、要するに問題ありとしてターゲットにしたものを、みんながよってたかってボロクソに叩く。それによって何となく自己満足をして、本質的な問題は先送りという形にいつもなっているのではないかと思います。私の話はいつもそういうところに結びついていきますので、最初にそういう大雑把なお話をさせていただきました。本題に戻って、建築基準法とはどんな法律かについては、まず建築確認とは何ぞやということが大切です。

#### ＜建築基準法の目的は？＞

ここで少し言葉だけなぞっていきます。まず建築基準法の目的。建築基準法は1つの体系化された法律です。第1条はその目的を定めたもので、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」。つまり、最低基準を定めたのだということを謳っています。だから、所詮そんなもんだということを、まずここで明確に位置づける必要があります。

#### ＜建築基準法の適用されない建築物は？——定義遊びの重要性＞

次に私は、建築基準法が適用されない建築物は、という設問をしています。法律の勉強は、ある意味では言葉の定義をしていくものです。例えば建築物とは何か？という「定義遊び」です。建築物とは何ぞや？これはわかりやすく言えば、柱がいるよ、壁がいるよ、屋根がいるよ、その他諸々こんなものが必要だということです。何センチの太さの柱が何本いるのか、壁はどれだけの厚みがいるのか、これは建築物の強度の問題です。他方、ちょっと火がついたらすぐに全部燃えてしまう。これはヤバイ。日本の建築物は昔は全部木造で障子だから、すぐに燃えてしまう。日本文化とヨーロッパ文化の根本的な違い、あるいは日本の都市政策とヨーロッパの都市政策の根本的な違い、それは、西欧は石やレンガでできた家であるのに対して、日本は木と紙でできた家だということです。それによって、文化が全然違うし、国民の発想の仕方が違う、全く違う人種になっているわけです。所詮、日本国は建築物は木造であり、紙で張った内装であるため、何百年も続くものではないです。もっとも、お寺も木造ですが、これは木造の知恵があり、1000年も2000年も続く建物もあります。しかし一般の民家はすぐに潰れるものだ、家なんか偽いものだと、いうのが日本人の文化です。しかしヨーロッパはそうではない。石やレンガでつくるから、1000年持つのが原則です。また家具も、一度買ったら、ひいじいちゃんの代からひ孫の時代まで何百年も使うのが大原則。日本は、戦後はじめてアメリカの使い捨て文化が入ってきてそれが定着し、今は使い捨て文化全盛となっています。そういう意味で日本の現状は、たかだか60年ほどでできた戦後日本国文化、たかだか60年でできた建築基準法の体系だということです。戦前もやはり日本国を近代国家にしていかなければならぬというテーマがありました。日本には地震もあるし火事も多い。そのため耐火建築物をつくらなければならない。東京を不燃化都市にする。地震が起こったり、火事が発生すると大変なことになる。火事は江戸っ子の華なんてことを言っていたら、明治国家は世界に伍していくしかない。したがって東京だけは何とか不燃都市にしようという作業を一生懸命、明治・大正時代にしました。その流れが戦後の建築基準法や都市計画法に結びついたわけです。話を戻して、建築基準法が適用されない建築物は？という問題。これが建築物だという原則がある。それに対して、これは建築物ではないよというものがあります。こういう問題は司法試験の短答式の問題によく出るものです。例えば、淀屋橋の下を流れている川に浮かべてある船のレストラン。あれは建築物かどうか。あるいは、廃棄されたバスでちょっとしたおしゃれな喫茶店をやる。これは建築物かどうか。このような限界事例をたどっていくのが1つの勉強のやり方です。

#### <特定行政庁・建築主事>

次に、特定行政庁と建築主事。建築主事という言葉は、今回の事件で大分はやりました。しかし特定行政庁と言わざるを得ないことがあります。また実は建築主事と言わざる得ない、同じように全くわかっていない。建築主事については、人口20万人以上の市では必ず置かなければならない、とか色々定められています。話が変わりますが、今年5月1日から新会社法が全面施行されました。1本の会社法という法律に集約されたのです。そんな中、中央青山監査法人による粉飾決算問題という大事件がおこり、今、日経新聞等でも連日色々な連載記事を載せてています。そこで、この新会社法の評判はどうかというと、やっぱりこれが難しくてわからない。今まで有限会社というものがありました。その有限会社を残さなければならぬということで、特例有限会社という新しい概念が生まれました。あるいは1円でも株式会社を起こせるということで、それを原則におきました。そうするとそこらへ、日本語にあわない会社法用語として決めた概念がたくさん増えました。それは、たしかにそろばっかり勉強している法律家にはわかりますが、一般国民の理解とは全然違います。だから大きな誤解が出てきます。それと同じように、特定行政庁と言わざる得ない、何かサッパリわかりません。これは特殊な法律用語なのです。こういう建築とか都市計画という分野の法律

を誰がつくっているのかといえば、それは官僚です。国家権力がつくっています。少し厳しく言えば、彼らはそれを一般国民にわからないようにつくっています。つまり、「俺たちにしかわからないぞ。だから俺たちは偉いんだぞ。日本国は俺たちが法律をつくって支配しているんだぞ」という国になっているのです。そこで、政治家は何をしているのかというと、ちょっとした立法をすることはできるけれども、こんな難しい立法には歯が立たない。ましてや一般国民はというと、一般国民は何も知らない。そこでマスコミが、あいつが悪い、こんなインチキをした、誰が金をネコババした、日銀総裁が村上ファンドで1千万円運用した、これはけしからん、皆さんけしからんと思うでしょと言うと、一般国民はみんな一緒になってけしからん、けしからんと言って手をたたく。たしかにこれはけしからんのですが、実はそれは物事の本質でもなんでもない。物事の本質は、日本の都市計画法はどうあるべきか、建築基準法はどうあるべきか、ここに国民がメスを入れていくことです。そして今それらの法制度がどうなっているのかということをまずは勉強して理解することです。その理解ができなければ、話にならないわけです。だから、私が今このレジメに書いているのは、「お前らこれを知らんやろ」ということです。そして、こんな言葉を聞いたことはあるかもしれないが、お前説明しろと言われても、説明できないでしょ・・・ということです。

#### ＜指定確認検査機関・性能規定・型式適合認定制度＞

続いて、指定確認検査機関。それから性能規定。型式適合認定制度。これらが1998（平成10）年にアメリカから日本に対して規制緩和の要求が出された中で生まれたものです。小泉総理がさかんに、官から民へ、規制緩和、民間開放と言っていますが、実はこれは1997年当時の橋本龍太郎内閣の時代にも言っていました。さらに、1993年に細川連立内閣が生まれたときの基本的なスローガンも、官から民へです。つまり、デッカイ政府はアカン、小さな政府にしなければならないということ。小泉さんも橋本さんも細川さんもこの基本はみんな一致しています。そしてこの点は、民主党だって基本的に一致しているはずです。それとは違う「大きな政府論」が、社民党であり、共産党の考え方です。そこで、一体何が対立軸なのか？小沢一郎さんが今それを一生懸命言っていますが、彼がやろうとした改革のための政策をそのまま小泉さんに取られたと私は理解しています。また私はそれでまちがっていないと思います。そして、規制緩和、民間開放の建築関係における具体的な現れが、この指定確認検査機関です。これはまさに、官から民へという考え方を具体化したものです。つまり、それまでは建築主事という官が全部その仕事をやっていたけれども、そんな必要はない、民にやらせればいいということです。ところが今回それによる問題が出てくると、民間開放がけしからん、規制緩和がけしからんという批判が登場しています。しかし、そんなバカみたいな批判はもういいだろうと思うし、そんな議論を聞いていると本当に日本人はバカかと思ってしまいます。「大きな政府」がいいのかどうか、官から民へというスローガンは必要なのではないか、まずはその議論をきちんとしたよぜ、ということです。その現れがあっちこっちにいっぱいあり、その1つが民間によって建築確認をするということです。建築確認とは、所詮いい加減なものなのです。問題が発生すると、日本人はみんな急に完璧を求めます。結婚式で、「あなたは一生この人を愛しますか？」と問われると、みんな「愛します」と答えます。しかし、これは本当はおかしい。嘘をついているとまでは言いませんが、正しいのは、「愛するつもりです」というレベルまでです。ところが、日本人は平気でいい加減な誓約をしてしまうわけです。ところがアメリカ人は違います。聖書に手を置いて神に誓うということは、まさに神との契約です。今、大ヒットしている映画『ダ・ヴィンチ・コード』（06年）が物議を醸していますが、あの怒りはキリスト教徒であるからこそその怒りです。日本人は、仏教徒であってもキリスト教徒であってもあんなに怒りません。マグダラのマリアがイエス・キリストの子を産んでいたという話は学説としては面白いなということで終わ

ります。そういう意味で、日本人というのは本当にいい加減なんだということを、しっかりと理解する必要があります。

#### ＜都市計画法は？＞

次に都市計画法の話になると、これがまたブラックボックスです。さっき言ったように、俺の住んでいる家は住居地域にあるということはわかります。この産経新聞のビルは、当然商業地域にあります。商業地域には大きなビルが建っているということは誰でもわかります。問題は、何のためにそういう用途地域の分け方をしているのかということです。また、都市計画法で用途地域を分けたことを受けて、建築基準法は、商業地域では容積率・建ぺい率がこうだよと決めています。また、東京都世田谷区の一番立派なお屋敷の地域では10メートル以上の高い建物はアカンよという高さ制限とか、100坪以下の小さな敷地面積はアカンよという最低敷地面積によって、高級住宅地はこうあるべきだと決めているわけです。それに対して、大阪では鶴橋・庄内・門真などのゴチャゴチャした地域には、10坪の敷地に小さな建物が建っています。それは要するに、ゴチャゴチャとしたあんまりいいまちではないということです。それを不良住宅と言うと恐いから、不良住宅とまでは言いませんが、これははっきりした言葉では不良住宅なんです。こんな密集市街地における住宅、それに対してどう対応するのかというテーマが昔からありますが、結局これは事実上ほとんど何もできない。そんな問題に手をつけるだけの金もなければ、そういうことをするシステムもつくれないということです。

#### ＜まちづくり三法＞

こんな話ばかりしていると、それだけで疲れてしましますので、レジメ2頁にいきます。ここには景観地区とか特別用途地区とかを書いています。また、都市再生特別措置法は小泉改革の中で生まれたものです。それから今さかんに討論の的となっているのがまちづくり三法です。昔はスーパーや百貨店などの大規模店舗がまちの中心地にできると困る。だからスーパーは郊外に行けという要請がありました。そのため、スーパーを都心部につくるには、無茶苦茶大変な周辺との調整をしなければいけないと定めることによってその目的を達成していました。それなら仕方がない、ということでスーパーは郊外に行った。しかしその後車社会が広がる中、スーパーが郊外に行ったのに対応して、お客様もみんな車で郊外に行くようになった。そうすると、今度は逆に中心市街地で昔からやっているオッチャンたちの店が廃れてきた。これはヤバイということで、再び中心市街地を活性化しようというテーマが生まれてきた。このように、日本の官僚がやることはその場しのぎなんです。そのためにまた、無茶苦茶難しい立法をしている。それがまちづくり三法です。

#### ＜用途・形態制限、容積率＞

次は、建物を建てるについての用途・形態制限という問題です。ここで容積率・建ぺい率という言葉が出てきます。皆さん、これは本当にキッチンと勉強する必要があります。昭和40年代後半になると、高層マンションが都心部に次々と建てられてきた。そうすると従来の家屋が日影になる。そこで日影規制が必要だという時代が生まれ、日影規制という新たな制度が生まれました。また、そもそも容積率は100年前からあった制度ではない。少なくとも江戸時代にはなかった。一体いつにできたのかというと、ほん最近、つまり大阪万博が開催された昭和45（1970）年。その程度のモノなんです。ちなみに耐火建築物というのが日本の明治以来100年間の目標です。別の言い方をすると実は耐震はどうでもいい。仕方がないんです。

ところが本音どおり仕方がないと言つたらアカンから、地震が起こる度に少しづつ耐震強度を強くしようとやってきた。これは結構なことです。お金さえかければいくらでも耐震強度は強くなります。要はお金のかけ方の問題です。交通事故が起こるのはけしからん。交通事故が起こらないようにするためにどうすればいいのか。車はすべてベンツみたいな車にしたらいい。ボルボみたいな頑丈な車にしたらいいんです。アホみたいな薄っぺらい鉄板でつくっている軽自動車の方が走りやすいなどと言っているのはみんなインチキです。これはまさに、国家がすぐに潰れてしまう車つまり人命軽視の車をオーケーしているということです。ちなみに戦争中の有名な零式戦闘機ゼロ戦も実は防御性能を極端に落とした人命軽視の戦闘機です。しかしそれを言つたらダメです。悪いことは言わないで、軽量でスピードが出る車という言い方で、良いことしか言いません。ゼロ戦だって軽いから戦闘能力に優れている、航行距離が抜群だと良いことばかりを強調しました。しかし裏返せば、また冷静に考えれば、軽量でスピードが出るということは、ぶつかったらすぐに死ぬということです。軽自動車は安くて燃費がいいと言うけれども、ぶつかったらまず一番に死ぬ車、だから軽自動車に乗る人は死ぬ覚悟をして乗りなさいね、と言わなければアカンのです。インチキ情報とまでは言いませんが、いい情報だけを一方的に流し悪い情報は流さないのが日本の風潮です。建築関係の法律でも全部そうなっているというのが本質的な問題なのです。

## 第2章 前提となる基礎知識その2

### ＜これでいいのか再発防止策＞

次はレジメ2頁の、「第2 前提となる基礎知識—その2」です。ここには最初に違反建築物、既存不適格建物のことを書いています。今回、耐震強度偽装問題が発覚し、その中で被害者が発生した。私は被害者と言いたくありませんが、一応、被害者と言っておきます。被害者は、「私たちは二重ローンを被ることになるが、どないしてくれんや。国が救済してくれるのは当たり前だ」と言っています。それについて建築基準法は、違法な建築物を建てた場合、最終的にその建築物は最終的にぶっ壊せ（除去命令）、あるいは住んでいる人は危険だから出ていきなさい（仮の使用禁止）、そういうことができると定めています。このように、法律のメニューは既にたくさんあるんです。罰則もあるんです。昨日、建築基準法の改正法案が成立しました。改正案の概要は、7頁の「第9 これでいいのか再発防止策」を見て下さい。これは『日経アーキテクチュア』という雑誌の切り抜きですが、政府の改正案をまとめています。こういう風に、今後は建築確認や検査を厳格にするという内容がメインです。指定確認検査機関の業務を適正にする。たしかに厳格にして適正にやることはいいことです。それから「ピア・チェック」というのは、1人でチェックするとアカンから2人でチェックする。別に悪くはないけど、こんなことをいくらやっても基本的には同じです。公認会計士がインチキをすると、1人に任せたらアカンから2人でチェックする。たしかに1人より2人でチェックする方がいい面はあるけれども、逆に2人でチェックするともたれ合いとなり無責任になる弊害もある。また費用と時間もかかる。そういうことです。だから『日経アーキテクチュア』に登場している建築関係の人たちは、大体がこの改正案に反対です。もっとも、こういう改正案が通りチェック機能の必要性が叫ばれると、例えば弁護士などの法曹資格者は、「俺の出番が増える」と喜びそうです。今回の新会社法施行についても、監査役への弁護士の就任要請という形で発注が増えています。これは司法の容量を拡大することだからいいことだ。そういう面もあります。しかし要するに、みんな自分のことしか考えていない。本当にこう改正したら十分なチェックができるのかと言えば、それはわかりません。それから例によって、違反したときの処罰が軽すぎるからそれを重くしろという主張。それを言うなら、逆に人を殺したら死刑というのは重すぎるからダメだという死刑廃止論者がこのテーマについてどう主張するのか聞いてみたいです。ただ、

罪を重くすれば悪いことをする人が減るんだというのが正しいのであれば、今の制度を全部見直してすべて罪を重くすればいいのです。スカみたいな軽い罪はいくらでもあるんです。駐車違反だって今回やっと新しい方式になりました。でも私に言わせれば駐車違反を撲滅する、ゼロにする方法はあります。それは私が総理大臣になったら、はっきり実現させることも可能です。それはつまり、駐車違反の罰金を100万円にすればいいんです。そうすればピタッとになります。それから、タバコは有害だとわかっている。そのタバコを日本人が吸わないようにするためにどうしたらいいか。それはタバコを1箱1000円にすればいいんです。それでもまだ吸う人がいたら、様子を見てみて5000円にしたらいいんです。そうすれば年に1度正月だけとか、死ぬ間際に1本だけと言って吸うことはあっても、日常的に吸う人はいなくなります。これは昔のバナナですね。つまり、私たち団塊の世代が子供の頃は、病気になったときにしかバナナ1本は食べられなかった。バナナの本質は何も変わっていない。しかし輸入がいくらでも増えると価値が下がりました。話しあるに戻して、耐震強度偽装という悪いことする奴をこらしめるという意味では、罰則を強化することはいいことです。その目的だけなら、何でも罰則を強化すればいいんです。しかし、何でも警察国家にするのはおかしいから、そのほどほどとはこうあるべきだという議論が物事の本質のはずなのです。ところが、こんな問題が起こったのは罰則が軽いからだ。けしからん。罰を重くしろ。今までこんな軽い罪で置いていたのは怠慢だ、と単純にそうなるわけです。それに輪をかけるのが誰かと言えば、今日私の話を聞いてもらっている皆さん方マスコミです。マスコミがどれだけ悪いことをしているか、どれだけ国民をミスリードしているか、そこらあたりの自己反省・自己批判を後ほど聞かしてもらいたいものだと思います。そのためにも、まずは法律上の問題点を十分理解してもらいたいと思います。

#### ＜民法や品確法が定める担保責任は＞

次にレジメ3頁に「2. 民法や品確法が定める担保責任は」と書いています。今までお話しした都市計画法・建築基準法の話になると法学部の学生もサッパリわからない話です。ところが民法の瑕疵担保責任になると、法学部の学生は一応わかる話です。売買の場合の瑕疵担保責任、請負の場合の瑕疵担保責任、これは民法で決まっています。しかしそれでは不十分だということで、住宅の品質確保に関する法律（品確法）が新しくできました。品確法では、性能評価書というものをつける。この住宅はこれだけの性能を持っていると評価したものという意味です。この性能評価を誰がするのかというと、民間の確認検査機関のちょっと優秀な人です。ところが、最近出された本を読みますと、性能評価をしている検査機関がまたインチキをしている。お見合いするときに釣り書を書きますね。お見合いをするとき仲介の奥様族が、「このお嬢さんは写真どおりの美人ですよ」と言う。でも実物を見たらちょっと写真と違うな、修正しているな、これはよくある話です。性格が優しくて、東大法学部を1番で卒業した女性、あるいはお嬢様学校を卒業して、料理は万能と言うわけですが、その「性能保証」が実はインチキだということがよくあるんです。なぜそうなるのかというと、それは彼女を何が何でも売り込もうとするためです。それと同じように、住宅の世界でも、性能評価書をいいように書いてくれという、もたれ合いがあるんです。それがあるのは当たり前です。会社が公認会計士に、監査は適正ですという意見書を書いてくれと頼まれると、公認会計士は、何でも盲目的に書くわけではないけれども、ヨッシャ、ヨッシャと求められるように書いてしまう。本質的にそういう芽があるのが当たり前なのです。ところが今日はそれを急に取つたように、そのシステムが悪いと言い始めて騒ぎ立てている。長期的にどうしたらいいのかといえば、すべての会社が監査費用をプールして、そこからアイウエオ順に公認会計士を割り振ればいい。そうすればもたれ合いかない、これも1つのやり方です。性悪説に立って、人間はみんな悪いことをするんだ、と考えれば、そうする方がベターです。そういう工夫はいくら

でもあります。今お話しした瑕疵担保責任というレベルのものは法学部の学生はわかる、品確法の性能評価もある程度はわかります。でもこれは、一般国民には容易にわからないレベルの問題です。

#### ＜売買の瑕疵担保責任と請負の瑕疵担保責任＞

ここで皆さんに、「へーこんなものか」というお話をします。民法は明治31年にできた法律です。そして、売買も請負も民法が定めるものです。昔の日本では、家を持つのは売買によるものではありませんでした。先程言ったように、普通は大工さんに頼んで俺の土地の上に俺の家を建てる。これが家を建てる、家を手に入れるということでした。つまり家を手に入れるのは、昔は請負によるものだったのです。しかし今、請負で家を手に入れている人は100人に1人です。よほど大金持ちで、大きな土地を持っている人だけです。今マイホームを手に入れることは、法的にいうと、マンションを買う、建売住宅を買うということです。このように、住宅を手に入れるということが、昔は請負でしたが、今は売買です。それと同じように急速に変わっていましたが、昔は新築の家を買うのが当たり前でした。ところが、不動産の流通システムが次第に整備されたことによって、中古住宅を買うというシステムができてきました。ところが、依然として民法は売買と請負という2本立てで、明治時代の住宅事情を前提とした定めでやっている。だから今の実態に全然合っていません。売買の瑕疵担保責任とはこんなものだ、請負の瑕疵担保責任とはこんなものだ、と決められていますが、それはそういう時代的な制約下でできています。ところが実はそれが全然実情に合っていないかった。これは誰が悪いのかといえば、法律家です。そして政治家が悪い。法務省が悪いんです。つまり旧態然とした法律を時代の変化状況にあわせて改正するという作業をさぼってきたということです。

#### ＜マンションのチェックはホントにできるの？＞

マンションは今でこそ当たり前の住宅形態ですが、マンション（団地）が生まれたのは昭和30年代からです。日本が高度経済成長をはじめた。そのときにはじめて4階建ての公団住宅ができた。その後建築技術が発展したために20階建て、30階建てが生まれてきました。これは本当にここ30～40年の話です。ここ30～40年で激変しています。その激変に法律がついていないということです。そこら辺りが、色々な問題点が出てくる根本的な原因だということです。ちなみに、建築確認についても、「仕様評価」から「性能評価」に切り替わりました。昔は性能評価なんてしなくとも、柱は3寸でないとアカン、1寸のヒヨロヒヨロとした柱ではアカンということを決めておけば、30階建てのマンションを建てる事はないんだから、それで十分まかなえていました。ところが今は、30階建てができると思ったら次は50階建てができるんです。50階建てができたら次が60階建てなんです。それも技術がドンドン進歩しているから、Aのやり方じゃないとアカンと言っていればとても追いつかない。B、C、Dと次から次へと新しい技術が生まれてくるものの、そもそもそんな新しい技術をチェックする能力なんてあるはずがないんです。例えば、超高層では上が揺れた方がいいんだという免震構造だってそれが本当かどうか私は知りません。つまりそういうきわめて恐ろしい実験をしている。所詮、そんな実験をしているんです。安全ですよ、危険はないですよ、保証しますよ、そんなものを信じている日本人が基本的にはバカなんです。戦争はない方がいい。あるいは自衛隊を外国にやるのはけしからん。あるいは北朝鮮と仲良くしようよ。それはそれでいいんだけども、それはミサイルが飛んでこないという前提です。飛んできた途端にそれを放置していた日本政府はけしからんと文句を言うだけですむと思っている日本国民のバカさ加減の問題です。

### <『日本沈没』にみる危機管理>

7月15日から『日本沈没』(06年)という映画が公開されます。皆さん、1973年に出版された小松左京さんの小説は読んだことがあると思うし、その年公開の映画も観ていると思います。今回の『日本沈没』はストーリーは同じようなものですが、私が今回書いた映画評論では実はかなりケチをつけています。ケチづけの内容は、阪神淡路大震災が起ったとき村山富市総理大臣は一体何をしていたのか、国家未曾有の危機に対して総理大臣は何とボケたことを言っていたのかということです。国の災害については、災害対策基本法という法律があります。災害対策基本法は災害の色々なレベルを定めています。その災害のレベルが緊急災害の場合は内閣総理大臣を長とする緊急災害対策本部を立てる。それほどでもない災害については、国土庁長官を長とする、非常災害対策本部を立てる。災害のレベルによってこう決まっています。この映画では、大地真央さんが文部科学大臣をしています。その大地真央さんは「兼任で危機管理担当大臣をやってくれ」と総理から言われ、ヨッシャということで就任します。他方、総理大臣は、国土が沈むから1億3000万人の国民の受け入れ先を求めるため中国に飛び、中国国土は広いから日本難民をたくさん受け入れてくれよと言いに行こうと思った時に、阿蘇山が噴火したため、その上空を飛んでいた総理大臣が死んでしまった。総理大臣が死んだら後は誰が日本国を指揮するのか。皆さんはご存知ですよね。ところがこの映画ではそこらがあまりきちんと描かれていない。一応は法律の定めどおり、官房長官が後を継いで、総理大臣の仕事を代行します。ところが、この官房長官が悪い奴で、京都の国宝を手土産にして自分だけアメリカに逃げてしまう。それで残った大地真央さんが、私が一生懸命頑張らなければ、となり、最後まで責任を全うするわけです。しかしこれでは、総理大臣不在という状態が一体いつまで続くのか、日本の法律を全く知らないのではないか、という問題が見えてきます。もっとも、そんな面倒くさい話よりも、SMA Pの草彅君が献身的な自己犠牲の姿をみせて日本を沈没から救う。その姿の方が若者を感動させる映画になるという考え方でそちらに重点を置いています。しかし、それだけではアカンのではないかという問題です。その意味で、色々な法律はあるけれども、その活用はきわめて不十分。完璧を求めるとして不十分になるのは、当たり前の話です。だからどうでもいいということではなく、その本音の議論をしようよということが大切です。こうあるべきだという言い方をすれば、絶対正しいことになってしまいます。例えば地震が起きても倒れない建物を建てるべきだと、これは正しい言い方です。しかしそんなことを言っても何の意味もない。車をぶつけてもその中の人間が死なない車をつくるべきだといっても仕方がない。費用対効果というのが必ずあるのだから、その限度で現実に意味のあることを考えることが必要です。

### 第3章 姉歯問題にみる建築基準法の問題点

#### <姉歯問題にみる建築基準法の問題点>

次はレジメ3頁「第3姉歯問題にみる建築基準法の問題点」。これは皆さん新聞でご覧のとおりです。レジメでは4頁には「マンションルート」と「ホテルルート」に分けて事件の構図、そしてこういう経過でこうなったという流れをまとめています。大切なのは、5頁に書いてある現在の局面。ヒューザーの小嶋社長が逮捕された。損害賠償請求もされている。そして結論から先に言いますと、総研はうまいこと逃げることができた。逆に言うと総研を追及する法律体系がないということです。それからヒューザーの小嶋社長に対する不作為の詐欺は無理筋ですが、国民の世論を味方に引き入れて、無理筋だけれどもやってしまおうぜということでやりました。これは今の国策捜査の1つの現われです。つまり、非常に恐いのは検察庁の独裁、昔のソ連のスターリンの時の秘密警察のような役割を、今東京地検特捜部がになっているのではないか、こういう視点が必要だろうと思います。私に言わせればヒューザーの小嶋社長の逮捕はまさにそうです。今は

新聞に全然出ていませんが、少し前に民主党の代議士であり弁護士でもある西村眞悟さんが、交通事故事件の示談処理を事務員にやらせていたことが弁護士法違反だということで捕まりました。これこそまさに国策捜査です。尖閣諸島の問題とか、北朝鮮の問題であいつはうるさいことを言っている。あいつはうるさいから、何かボロを探せ。そしてあいつを潰してしまえという国策捜査でやられてしまったわけです。ヒューザーの小嶋社長についても、世論を味方にしても捕まえなければいけない。さらに堀江貴文と村上ファンダはいつの頃から仕組まれたというか、準備されたというか、構想されたのか知りませんが、そういう流れを感じます。そこで問題は、小泉政権が5年とあと少しで終わるという現在の段階で、次の政権がそういう政策を認めるのかどうかです。大きくいえば、日本は法治国家だけれども、法律で何でも決めるのはダメ、ありがんじがらめにしたらアカン。今までできるだけがんじがらめに決めようとしていた。しかし、がんじがらめに決めようとしたら、世の中の変化のスピードに追いつかない。だから法律では大枠だけをほどほどに決め、悪いことした奴を事後チェックする。それが事前チェックから事後チェックへという大きな流れです。そしてそれが、法曹界の容量を拡大することにも通じます。この大きな流れに沿ってやることは、当然プラスとマイナスの両方があります。その意味で、事後チェックが入ったんだと評価するならそれでいいのですが、東京地検特捜部の恣意的なものが入ってくるとヤバい。一罰百戒ということでおまくおさまればいいのですが、私はまちがいなく、これによって日本での起業のエネルギーや進歩のスピードが遅れるだろうと思っています。プラス面、マイナス面ということでいけば、私はフィフティフィフティというより、むしろマイナスの方が大きいのではないかと思っています。そしてホリエモン、ホリエモンとあれだけヒーロー扱いしていたマスコミが、今度は掌を返したように一挙にボロクソに叩いている。これを見ると私は、あんたらの姿勢は一体何だったのということで、マスコミには大きく自己批判をしてもらいたいと思っています。

#### 第4章 2006年3月末時点における坂和流検討の視点

##### <11年前の教訓はどこへ>

次のレジメ3頁「第5 2006年3月末時点における坂和流検討の視点」は、今色々とお話ししていることについての、ちょっとまとまった私流の検討の視点です。その第1は、「11年前の教訓はどこへ」。これはつまり、11年前の阪神淡路大震災で日本人は一体何を学んだのか。北側一雄国土交通大臣は、今年2006年を耐震元年の年にしたいと言いました。しかしエー、ウソー。それは阪神淡路大震災の時に言っていた話ではないの、と言わなければなりません。11年経って、今年がまた耐震元年ということになれば、耐震元年がくり返されているだけです。これは台風が起きたときに、台風から国土を守るためにこういう対策をとる、今年は台風対策元年だと言っているのと同じです。あの時の教訓は一体どこに?という視点が必要です。

##### <国政調査権>

第2は「しっかりしろ、国政調査権！」という視点。国会議員に対して、「お前らしっかりしろ」というのが、皆さんテレビで観たとおりの感想だと思います。まあ、弁護士出身の国会議員は尋問の技術をある程度持っているはずですが、それ以外の議員は全然話になりません。国会の質疑では、丁寧言葉が飛び交っている、自己宣伝が飛び交っている。それを見ていると私は「お前きちんと質問をしろよ。自分の主張をここで述べるのではないやろ」と言いたくなります。法廷でも、出来の悪い弁護士はきちんとした質問ができる

せん。そして、そもそも日本人は、質問、答え、質問、答えというやりとりに非常に弱い国民です。これは大学の講義でいつも私が話しているのですが、「昨日何を食べたの?」と聞かれると、「お寿司」と答えればいいのです。ところが「何を食べた?」「お寿司」と言うと愛想がないから、「昨日はね、ちょっとね、お腹の調子が悪かったので、何を食べようか迷ったけど・・・」となる。誰もお腹の調子なんか聞いていない。あるいは、「実はお腹がいっぱいになっていたんで・・・」、そんなことは誰も聞いていない。答えは「寿司」、それだけでいいんです。ところが日本人はそういう質問、答えというやり方に馴れていない。キレイで、丁寧な言い回し、まわりくどい言い方に馴れてしまっている。話をちょっと飛ばすと、そんなことでは裁判員制度が実施されることになった時、とてもじゃないが機能しないだろうと思います。一生懸命、今やろうとしています。そしてもちろん2009年には実施されるでしょうが、たちまち機能不全に陥るだろうと私はみています。そうならないためにには、日本人はもっと勉強しろ、利口になれということです。そしてはつきり言いますが、まずは言葉の勉強からやれ。そして民主主義とは何ぞや、多数決とは何ぞや、できることはどこまでで、できないことは所詮、仕方がないんだということをちゃんと理解しろということです。その意味で、あの国政調査権の発動という茶番劇を見ていると、国会議員のレベルってこんなに低いものなのかと悲しくなってしまいます。

#### ＜建築専門家としての誇りは?＞

第3は規制緩和・民間開放批判論のナンセンスさです。その批判に対して、まともな国民的議論をちゃんとやらなければダメです。そして第4に建築専門家としての誇りは?という問題です。そのテーマは「弱い自分がいた」ということですが、そんなナンセンスな話はない。皆さんに配っているパンフレットは、詳しくは言いませんが『不撓不屈』という、あさって6月17日から上映される映画のことを紹介しています。これは産経新聞協賛で産経新聞と角川ヘラルドがやっている映画です。飯塚税理士が別段賞与というシステムを昭和38年にやっていたところ、国税庁からそれは脱税だと指摘されて、昭和38年から7年間裁判闘争で争った。税務当局は飯塚税理士事務所の税務調査を実施するとか、顧問先の税務調査を実施するとかで徹底的に彼を弾圧しましたが、それでも彼は頑張った。その所員が4人も逮捕されたけれども頑張った。その結果裁判では、彼が勝ちました。それだけの信念を貫いて国税当局に歯向かっていったのです。弁護士会は強い自治権が認められています。弁護士は戦前に国家権力と戦ったという実績があるため自治権が強い。ところが税理士はその自治権が弱いのです。歯向かったら、お前なんか即クビだと言われて除名されることになります。でも彼は頑張った。ここで私が言いたいことは、強い税理士もいるんだ、強い専門家もいるんだ、自分に誇りを持って権力と闘った税理士もいるだということです。「弱い自分がいた」と言って、安易に流れる専門家はもちろんなたくさんいますが、そうでもない人もいるんだということを肝に銘じてもらいたいのです。私たちは、そういう人々に焦点を当て、そういう人たちを見習って行こうぜ、別に彼を英雄として、ヒーローとして祭り上げる必要はないけれども、そういう人から学ぼうよということです。今の日本は、何かいうと、「あいつはけしからんから叩こうぜ」という風潮です。ところが「お前はどうなんや?」と聞くと、実は彼も弱い。ところが「実は俺も弱いんだけれども、それは横に置いて、あいつはけしからんから叩こうぜ」という形でみんな一致するわけです。そうではなく、アンタも弱いでしょ、弱い自分がいるんだから、負けなかった人から学ぼうよ、自分の弱みをさらけ出そうよ、ということが必要なんです。映画の『ダ・ヴィンチ・コード』に登場するマグダラのマリアは、元々売春婦でした。みんなから、「お前、売春婦だ」と石を投げられていた。そこにイエス・キリストが登場して、「罪なき者だけ石を投げろ」と言った。そこで1人1人が自分の胸に手を当ててよく考えてみると、「そういえば、俺もあそこで浮気したな」「俺もあそ

「で猫ババしたな」「俺もあそこで釣り餌をごまかしたな」となった。「俺もあんな悪いことをした。こんな悪いことをした」ということはみんないっぱいあるのだから、そう考えると誰もマグダラのマリアに対して石を投げることができなくなつた。これがキリスト教の本質だと私は理解しています。だからこそ、イエス・キリストはすべての人間を愛を持って受け入れ、その罪を許してくれるのです。それがいいことか悪いことかは別問題ですが、そういう「弱い自分」を認めたうえで、それをさらけ出す。そしてそれを何とか克服していくことを努力していく。それがあるべき姿だと私は思っています。

#### <品確法の効用は?>

第5は、レジメ4頁の「品確法の効用は?」ということです。実は耐震偽装マンションでは、品確法による性能保証をしていなかったのです。なぜしなかったのかと言えば、結局それをするとお金がかかるからです。その延長が、第11の「結局は強制保険の途へ?」と書いてあることです。行くつくところは保険をかける。これしかないんです。保険をかけることのマイナスは、マンション価格がその分高くなるということです。そうすると日本人は、保険に入りません。今、車につける自賠責保険は強制保険だから入っています。ところが自賠責保険と同じように住宅についてそんな保険を強制することができるのかどうか。なぜそんなことをみんなに強制するのか。そもそもそれは憲法違反ではないか、という議論もあります。今、医療保険がどうなるのか、あるいは年金がどうなるのかが大問題です。日本国は戦後、国民皆保険、すなわち国民全員が医療保険に入るという国民の互助、悪く言えば国民のもたれ合いの制度ができました。それはある意味いいことだけれども、逆に病院がおじいちゃん、おばあちゃんのたまり場になるという弊害も生まれています。それはなぜかと言うと、他にすることがないからという理由は別として、病院に薬をもらいにいったら薬をタダでくれるからです。病院でおしゃべりをしているおばあちゃんに、その風邪薬どうするの?と聞くと、「ひょっとして孫が風邪で熱が出たときに使うかもしれないからね」と言って、必要としない薬をいっぱいもらって帰る。そういう悪い面も生まれます。もっとも逆に言うと、ちょっと咳き込んですぐに病院に行ってるから肺炎にならない。したがって実際にどちらがいいのかは微妙なところです。それと同じように、マンションを購入するにも保険加入を強制するのが1番かもしれません。しかし自賠責保険を強制するためには、車検制度が必要です。最初登録するときの検査、それから1年毎がいいのか、2年毎がいいのか、5年毎がいいのかわかりませんが、定期的な車検が必要です。5年毎でいいと言うと、規制緩和でけしからん、命を軽視している、1年毎に検査すべきだと反論されます。1年毎に検査した方が違法改造車のチェックができる、車の故障のチェックができる、それは当たり前です。しかし1年毎にチェックするには、みんなその検査費用を払わなければいけません。1年毎よりも、1ヶ月毎の方がいい、1日毎のほうがいい、乗る前には必ず検査を受けろ、オーケーがでなければ車に乗ってはならない、これが1番安全です。このようにあれこれ考えると、要はマンション購入について強制保険の途があるという議論はありますが、その実現はかなり難しいということです。実はこの強制保険のテーマは、阪神淡路大震災の直後にもかなり議論されましたが、立ち消えになりました。またこれと同じように、マンションの強制保険の議論も立ち消えとなり、次の「日本沈没」の段階で、一体誰が責任をもって議論していたのか、あの時なぜきちんと決めなかつたのかという議論が出てくるのではないかと思います。あるいは日本沈没ではなく、ミサイルが飛んできた時には、「ミサイルが飛んでくることは必至だ、まちがいないと思っていたのではないのか。その時のための保険はどうやっていたのか、危機管理がなっていない」と、こういう議論になるわけです。そういう点が、私の大きな問題意識です。

### <安易な公的支援論のまやかし性>

それから第6は、「安易な公的支援論のまやかし性」です。これについては資料4の1を見て下さい。「天声人語」です。産経新聞の皆さんに朝日新聞の「天声人語」を見せるのもどうかと思いますが、敵方の新聞（？）も勉強して下さい。これは単なる1例ですが、ここに書いてあるのが、耐震偽装問題が起こったときに出た朝日新聞流の公的支援論です。そこに書いてあるのは、横浜・川崎は非常に親切な公的支援を実施するとしている、しかし東京都はちょっと冷たいねということです。行政の横並びというのは基本的にはマイナス言葉です。ところが、被害者救済、公的支援という観点から言うと、東京都が負担するのはおかしいという主張はマイナスだから、そうではなく、行政横並びがいいことだ、横浜・川崎と同じように行政横並びでちゃんと応援しようよと、いう主張です。「被害者にとって前向きと思えるような線での横並びなら、悪くない」と結論づけています。しかし一体これは何ですか、という問題です。被害者にとって前向きと思えるような線での横並びなら、悪くない。それだったら、おれは青信号で渡っていたのに酔っぱらいの車にひかれた。酔っぱらいは保険に入っていない。最低限の政府補償のお金は出たけれども、一家の支柱が倒れてしまうにもならない。これはかわいそうだという主張。たしかにこれはかわいそうです。かわいそうだと言うだけなら、その子供たちには国が1億円積めばいいんです。その小さい子供たちが大学を卒業できるだけの授業料を全部、行政が横並びで出してやつたらいいんです。しかし、それっておかしいだろう、議論がどこか狂ってるだろ。国の財布は無尽蔵にあるのか？朝日新聞の記者は、給料のうちの9割を税金として喜んで払っているのか？それなら、そう主張しろよということです。一方で景気対策で減税もしなければいけないと言いながら、国の財布は無尽蔵にあるかのような議論の組み立て方。こんなことが、まさに国民の議論をおかしな方向にもつていいっているのではないか。そんなことで国民を騙したらアカンでしょ、と私は思うわけです。

### <既存不適格建物への対応は？>

これが第7の「こんな考え方でいいの？」という問題提起であり、第8は「既存不適格建物への対応は？」ということです。これは実は対応策はないんです。見捨てているんです。見捨てていると言わないだけです。さらに、ちょっとした火事が起きたら消防車も入れない密集市街地、これが日本にはたくさんあります。大阪で言えば、鶴橋とか、庄内とかいっぱいあります。そういうところは見捨てているんです。生命が大事だと思う人はそこに住むなよ、というメッセージなのです。第9は、先程お話した対症療法と刑事処分には限界があるという視点、そして第10は『もぐらたたき』だけでは？という問題意識。これは最近、特に強く思うところです。そして最後は「偽装国家からの脱却は・・・？」という問題意識。これらが耐震強度偽装問題について考える必要があるのではないかという私なりの検討の視点です。

### <坂和論文がボツに・・・？>

『ジュリスト』という法律雑誌があります。実はこの『ジュリスト』巻頭の「私の視点」という欄に載せるので書いてくれという原稿依頼を受けて、今話したような私流の視点で論文を書きました。どこかの学者の論文みたいに、問題は何とかである、このことはこうすべきである、という固い論文にしたら面白くないので、私は、一般の人が多少ショッキングに見えるように、こういう見出しで、こういう視点でと考え、そういう文体で書きました。そうすると、『ジュリスト』は有斐閣という大きい出版社の雑誌ですが、私に言わせれば担当者が「大企業病」にかかっていたんです。だから、こういう言い方、こういう表現の仕方はちょっとマスコミ的でダメだと文句をつけてきました。それに対して私は、マスコミ的に書いたんだ、「視点」

というコーナーだから、どういう視点で考えなければいけないのかということを挙げたんだと反論しました。ところが担当者は、民間開放がけしからん、政府はちゃんと考えていかなければいけない、こういう悪いことをした奴はきっと処罰をしなければいけない、今までそれが不十分だったんだという論調で、書けといわんばかりでした。しかし、そんなことを書くのなら誰だって書ける、したがってそれを望むならそういう学者に頼みなさいと言ってケンカしてしまいました。しかし、さすがに私なりに一生懸命に書いた論文をボツにしてしまうのはもったいないと思って、色々な雑誌社に照会しました。すると坂和先生が書いたその論文なら是非わが社の雑誌に載せますということで、民事法研究会が出版している『マンション学』という雑誌が載せてくれることになりました。その意味で、テレビに出ているコメンテーターとテレビ局の関係（もたれ合い）と同じように、学者だって、自分の論文、自分の書いたものを載せててくれるかどうかについて出版社とのもたれ合いがあります。こういう風に書かなければアカン、こういう風に書けば雑誌に載せてくれる。それがあります。しかし私のこの論文は、私がギリギリの局面までの社会情勢を見て、その時点での私の視点を書いたものですから、それをマスコミ的だとか、意見がハードだとか、そんなアホなことを言われたのではかなわん、有斐閣はそれを認めるだけの懐の深さもないのか、という形でケンカしてしまいました。

## 第5章 耐震強度偽装事件の全貌

### 〈耐震強度偽装事件の全貌〉

その次のレジメ4頁、「第6 耐震強度偽装事件の全貌」は全部省略します。レジメ4～5頁の結論は、破産ということがすべての「解決」策になっているということです。破産の後の尻拭いとしては、ヒューザーの小嶋社長に対する損害賠償とか、そういうものもあります。今はライブドアについても、堀江貴文に対する損害賠償。これもまた、弁護士がライブドアの株主を集めて、あんたらみんな被害に遭ったやろ、と被害者を組織して裁判を起こしました。もちろんこれはいくらか取れるかわかりません。裁判には多分勝つでしょう。でもいくら取れるかわかりません。しかし、それって一体何なのと考えると、あんまり露骨に言うと怒られますぐ、実は弁護士が自分の商売のネタに使っているわけです。弁護士の数が増えてきて、商売の数が減ってきた。事件の相談や依頼がないんです。今若手の弁護士がやっている主な仕事は何かというと、東京でも大阪でも、サラ金の負債整理。しかしこれって、一体何をやっているのか私には大いに疑問です。まさにサラ金が弱い被害者を痛めつけています。その痛めつけられた弱い被害者からまた、俺があんたを助けてあげるからという名目で、1件あたり2万円、10件だったら20万円を弁護士がピンはねして処理をする。これが被害者救済の実態なんです。最近は法律も大きく変わってきて、サラ金の方もグレーゾーンのところは、こういう要件を満たす場合には返さなければいけないという法律ができてきた。たしかにサラ金被害者救済の活動を20年、30年とやってくる中で、こういう時代状況になってきた。だから、それが必ずしも悪いわけではありません。私が弁護士になって最初にサラ金問題が社会問題として出てきたのは、6年目ぐらいです。私が独立した当初にはそういう事件がたくさんありました。私も高利で借りたオッチャンと一緒にサラ金の事務所まで行きました。弁護士が後ろからズスッと刺されることはないでしょうが、小さな部屋の中で、恐そうなサラ金業者のおじさんを前にして、資料出してくれ、利息制限法に違反しているのではないかと言うのは恐いです。でも最初にそれをやりました。そしてだんだんそれが広がっていった。そのうち法律も変わってきた。被害者に優しくという方向にです。この場合の被害者は、サラ金で借りた人です。これも本当に被害者なのかどうかは微妙ですが、これがみんな被害者とされています。そして加害者がサラ金業者です。そこで今面白いのが、サラ金にお金を貸しているのは銀行ではないのか。三井住友銀行に行ったら、アコムの宣伝がある。すると日本の諸悪の根源はみんな銀行ではないのか。土地バブルを生み出

したのは誰かと言うと銀行だ、それを許した大蔵省だということです。するとサラ金被害を出したのは、銀行や大蔵省だ。ところが今頃になって、グレーゾーン云々、利息制限法云々と、そんなことを言って、国民の顔を見ながら、どの程度文句が出てくるかということで、ここら辺までは認めてやろうという構図が、本当に見えてきます。話が横道にそれましたが、小嶋社長の破産、そのうちホリエモンも破産、となるでしょうがその後は結局どうにもならない。そして、その後始末作業の中で弁護士がお墓を食い荒らすという構図が見えてきます。

## 第6章 無責任の連鎖、なぜ、誰も見抜けなかったのか

### ＜無責任の連鎖＞

もう時間がありませんので、まとめに向かっていきます。レジメ6頁に書いてあるのが、「第7『無責任の連鎖』」と「第8『なぜ、誰も見抜けなかったのか』」です。皆さんに是非この細野さんの本で勉強してもらいたいのが、第3章の「ブラックボックス化する構造計算」です。これには4つの計算方法があります。ここで十分な説明はできませんが、①簡単な方法、②高度な方法、その間に③中間的な方法1、④中間的な方法2、と耐震強度を計るのに4段階あります。この4段階をどうやってやるのかというと、この計算方法が無茶苦茶難しい。Aの計算方法でやると耐震強度が0.5と出る。Bの方法でやると耐震強度が0.8と出る。どっちが正しいのか？どっちも正しい。要するにこの程度のことなんです。60メートルというでっかいマンションについては、この「高度な方法」でちゃんと耐震強度を計らなければいけない。10階程度のマンションだったら「中間的な方法」でいいということです。60階建て、100階建てのマンションを新しくつくるについてそのマンションの耐震強度をどうやって計るのか。マンションを建ててみて揺らしてみて、なんてできるはずがない。そこで戦艦大和のミニチュアと同じように、100階建てのマンションの10分の1のミニチュアをつくって揺らしてみるわけです。それでどうなんやと。こういうことしか出来ないわけです。そこに科学性が99パーセントあるのか、80パーセントしかないのか知りませんが、所詮その程度のものなのです。この4つの計算方法というものを勉強すれば、その程度のことなんだということがよくわかります。

### ＜なぜ、誰も見抜けなかったのか＞

ところがマスコミは、それを、さも計算したら見抜けるんだ。誰でも見抜けるんだと言っています。しかし実はそれは簡単には見抜けないです。もっとも現実には最初にアトラス設計の渡辺朋幸社長がその偽装を見抜きました。彼が見抜けたのはなぜかというと、これは私の想像ですが、なぜ姉歯にたくさん仕事がくるのか、姉歯は羽振りがいいな、なんでやろ。うちに仕事がこないのは何でやろ。そこで調べてみると、姉歯は安易にやっていたから客がたくさん来ていた。多分、そういう思惑の中でから必死でチェックしたことによって姉歯の偽装を見抜いたのだと思います。それが100パーセントとは思いませんが、嫉妬心から、儲けている姉歯をチェックしたら、実は彼が悪いことをしていたという構図です。もちろん、これは私の勝手な想像ですから、実際はわかりません。そこでは非、皆さん方も一人一人考えてもらいたいと思います。『無責任の連鎖』は、産経新聞がまとめたものだけに、面白いのが「第8章 政争」です。国土庁長官への疑惑、そして政官財の癒着の構図への追及が、ここに表現されています。自民党の有力者がたくさん建設業界から金をもらっている、政治資金をもらっているということです。したがってそこらの描写になると、筆がイキイキとしています。なお、この本には「第4章 悲鳴」の中に「国交相

が急いだ『公的支援』があります。北側国土交通大臣は大阪の弁護士です。私が前にいた事務所のすぐ下の階にいました。公明党では冬柴さんや北側さんという、大阪弁護士会出身の国会議員が大幹部になりました。この北側さんが、ここで公的支援をしなければいけないと判断したのは、ある横浜の事件についての判例によるものです。つまり、マンションの耐震性をきっちと見抜けなかったが、それは民間の検査機関がやったためで、横浜市は関係ないよ、という主張に対する裁判があり、最終的に平成17年6月24日の最高裁判例で、民間であっても検査機関は検査機関として、公的責任があるんだという判例が出ました。これはえらいこっちゃとなって、あるいはこれを使ってやっぱりちゃんと保障しなければいけないというのが北側大臣の考え方となりました。ここでもちろん政府も揺れました。公明党も揺れました。自公連立の中でどうあるべきかということでも揺れました。その中で政府の対応が決まっていったという、非常にダイナミックな動きです。その意味で、法律というのは所詮、国会でつくられるものですが、その運用というのは権力者の意向で決まるものだという構図がここではっきり見えてきます。タイムリーに出されたこの2冊の本の中には非常に面白い指摘がありますので、これは是非、教科書的な読み物として勉強してもらいたいと思います。

## 第7章 坂和流まとめ

### ＜法律が複雑・難解＞

最後のまとめは、私のプロフィールを書いている方のレジメで、「第14 坂和流まとめ」として書いています。これは論点の整理、検討の視点です。私のまとめというのはいつも、こうなんだよとか、私が教えてやるよとかそんなものでは全然ありません。何を考えなければいけないのか、何が論点なのかということ整理できればいいということです。今まで色々なお話をできましたが、私が言いたいことは、基本的に次のような形でまとまります。第1は、法律が複雑・難解だということです。これは民事法関係であれば、まだ大学でも教えているからある程度わかります。しかし都市法、都市法政策になるとさっぱりわかりません。これについては都市計画法を母なる法とする約200本の法律があります。みなさん、これだけは覚えてもらいたいと思いますが、国土総合開発法という法律があります。池田内閣から1全総、2全総、3全総、4全総と続いてきた全国総合開発計画。この全国総合開発計画に基づいて戦後の日本国高度経済成長、あるいは日本列島改造がなされました。ところが先般この国土総合開発法が衣替えして、国土形成法という法律に変わりました。大きな日本国の舵の切り替えです。ところがそれがニュースではあまり出ていない。社説で取りあげた新聞もありましたが、要するにそういう問題に対する新聞記者やマスコミの感性が鈍い。また、国土形成法に切り替えたということが、本心なのかそれとも単なる建前でいい格好をしているだけなのかが見抜けない。国は今、色々なところでホントにいい格好をしているんです。例えば景観法というものができました。これは、それまでの日本国には考えられなかつたような法律です。またアスベストの被害が起こるとアスベスト新法というものがすぐにできました。私が弁護士登録後すぐに公害訴訟をやっていたときは、加害企業が不法行為をしているんだ、悪いことをしているんだ、それを立証してお前に責任を負わせるぞ、損害賠償をさせるぞという血みどろの裁判闘争をしました。ところが今は、そんなことははやらない。そんなうつとうしいことはもういいやろ。被害は出ているのだから、みんなお金を出してよ。加害企業も被害がでているのだから一定の割合でお金を出してよ。国も出すよ。国に責任があるかどうかわからないが、国も2割出す。そこでこうやって、ああやって、みんなで丸くおさめようよ。そのかわり、人1人死んだら3000万円というわけにはいかないから、1000万円にしてよ、あるいは500万円にしてよ。それでみんな手を打とうよということで、アスベスト新

法はシャンシャンと手が打てたんです。ごく一部、泉州の方でこれも弁護士が裁判を起こしました。しかしどちらが主流かというと、なあなあが主流でまとまる。ここでは「和をもって尊しとなす」日本国流のやり方が非常にうまく機能しています。日本も昔、田中角栄総理がさあ日本列島を改造するぞとやりました。そしてこれは、一方で拍手をされたけれども、他方でそんな無茶苦茶な国土づくりはけしからんと賛否両論分かれました。しかし今は、景観法も必要でしょ、国土の開発ばかりではアカンでしょ、国土の開発だけではなく国土形成もしなくちゃいけないでしょと、誰も反対できないようなところで決まっています。しかしどうも、それがポーズなのか、本当にそれをやらないといけないと考えているのかというのが見えない。そういうことが今、都市計画法や都市政策、そして建築基準法や建築行政の中でどんどん進んでいます。昨日の建築基準法が改正されたという内容もそうです。建築士の資格の基準を厳格にしたこともうなづけます。みんないいようにはなっている。でもそれがどこまで意味があるのかは本当はよくわからない。まさに国民にはそれがブラックボックス。ここが最大のポイントです。

#### <『実務不動産法講義』>

第2に『実務不動産法講義』がテーマです。日本でロースクールという法科大学院が発足したときに、法科大学院用の教科書ということでこの本をつくりました。これは自分で言うのも何ですが、ものすごい本です。ここで私がはじめてやったのは、公法と私法に分けて不動産法を学生に解説したことです。不動産法の私法が売買、賃貸借、そして銀行がいつも使っている抵当権、それから日本でほとんど知られていないのが農地。こういうのが日本の不動産私法における問題点です。公法はレジメには書いていませんが、腐るほどあります。不動産法という観点から、売買はどうあるべきか、それが今どうなっているのかということを学生たちに勉強しろということでこの本をつくりました。不動産法は複雑で難解だ。それをどうやったら整理できるのか、どうやったら自分流にアプローチできるのかというテーマで書いたものです。

#### <戦後60年という視点の必要性>

第3に書いているのが「戦後60年という視点の必要性」です。『ALWAYS 三丁目の夕日』(05年)という映画が、主演女優賞だけは『北の零年』(05年)の吉永小百合さんが取ましたが、日本アカデミー賞の12部門を受賞しました。この映画の時代背景は、昭和37年頃、東京タワーができる年です。その時代への郷愁が描かれたいい映画です。日本人、特に団塊の世代にはあの時代を懐かしむ気持ちがあります。これは司馬遼太郎さんが、「明治時代はよかった。しかし日中戦争がはじまる中で日本が狂ってしまった」、また今の中年のおっさんたちが、「あの頃は良かった。いつの頃から狂ってしまった」、多分、そういう共通した面があるのではないかと思います。『胡同(フートン)のひまわり』は最近の中国映画ですが、6月14日の朝日新聞に大きく紹介されていました。これは文化大革命の終わった1976年からの30年が舞台です。日本は戦後60年ですが、中国は文化大革命の10年間を含む1949年の新中国建国後の30年と、文化大革命が終わった後の改革開放政策による30年間。そういう風に中国は大きく分かれます。その中で中国の都市政策がどうなっているのかというのがこの映画の1つのテーマです。中国では改革開放政策がここ20年の間に急速に進められ、今まで北京オリンピックに向けて北京のまちのつくりかえが進められています。そしてその中で北京の昔のまちである胡同は全部潰されているという恐ろしいことになっています。そこら辺りの日本の都市政策と中国の都市政策を比べればすごく面白い。私は是非そういうところにも自分の勉強の巾を広げたいと思っています。また小泉改革の特徴は、①官から民へということの他、②スピードと時限性、③多数決原理の尊重、それと④思い切った差別化。これが私の捉える小泉改革の特徴です。スピ

ードと時限性については、とりわけ今までの日本の総理大臣でこんなことをやった人はいません。じっくり検討して、とみんな言っていたのです。それを、いつまでにしなければいけないとハッパをかける総理大臣は今までいなかったのです。多数決原理も、たとえばマンション建替えについても、みんなが一致してなど、という寝ぼけたことでやっていたわけです。しかしそれは、5分の4の多数決にしないと機能しない。多数決原理を尊重するとその反面として必ず少数意見の無視だという反論があります。それは今の格差問題とイコールの問題です。また、戦後60年という意味では、自民党の結党50周年が昨年でした。戦後の日本国は基本的に自民党政治によってつくられてきました。その歴史の中で今どうあるのかということを考える必要があるということです。憲法改正、教育基本法の改正が目下最大のテーマですが、それは戦後60年という時間軸とセットにしながら考えなければダメだということです。都市問題にしても今、東京の都市再生が大きく謳われて超高層マンションがドンドンできている。六本木ヒルズも1つの象徴です。そんな中、住宅問題でも今度耐震強度偽装問題が出てきました。戦後60年という流れの中でそれが出てきたのです。そういうことをきっちり位置づけて議論しなければ、本当に目の前のことだけがすべてになってしまうぞということです。

#### ＜国民の勉強とレベルアップが必要＞

それから第4に「国民の勉強とレベルアップが必要」。これについては先程色々言いました。こいつもダメ、あいつもダメ、要するに叩いて喜んでいるだけ。これについてはマスコミの責任が重大です。アホバカバラエティ番組の罪、これは非常に強く思います。それからモグラ叩き、対症療法のくり返し。日本人は戦後60年間、モグラ叩きと対症療法のくり返しをしてきたのではないか。靖国参拝問題でも中国から言われてああいう風になっています。敗戦直後の日本は最初は戦争責任についての戦犯叩き、まさに犯人探しでした。そしてあいつとあいつを戦犯にして後はオーケーね、これでおしまいにしようねとしました。これはある意味利口なやり方ですが、日本はその後もずっとそればっかりやってきている。今般の戦犯になったのがホリエモンと村上だ。さあ次の戦犯は誰でしょう。さあ、突出している奴は誰だろうなと考えると、次はオリックスの宮内さんとか、そこらがいかれるのではないか。福井日銀総裁もいつ辞めるのか知りませんが、あと1ヶ月か2ヶ月の生命かもしれません。マスコミがターゲットとして誰かをボンと表面に出せば、その人の政治生命なり、何とか生命は終わってしまうのです。

#### ＜建前論を排除し本音の議論を＞

それから第5は「建前論を排除し、本音の議論を」。これが私の持論です。本音と建前があるのは仕方がない。でも、できるだけ建前論をやめようよ。そういう意識をもって話をしようよ。これは今までと全く逆の方向をいっているわけで、今まで本音を言ったらヤバイから本音は言うな。あくまで建前論でいいということでした。国会の議論にしても、本音はこう言いたいが、それを言うとアカンからやめとけ。みんなが本音を言うと角が立つんです。角を立てることが必要だけれども、それをやめようぜという時代の風潮はかなり恐い。自己責任、規制緩和、格差社会、弱者救済、被害者救済、これはいいことだが、さてどうなんだ。それから事前規制から事後チェックへ。こういうキーワードで、あの現象、この現象、それからあの事件、この事件を考える必要がある。少年犯罪にしても、どこかで1つが終わったら必ず次が出てきます。凶悪犯罪にしても、どこかで必ず出ます。マスコミとしては、年中行事として、1年間に1~2件なければ面白くないわけです。したがって必ず出します。そうかといえば、それは1つ2つしかないのかといえば、10も20もあるはずです。要するにマスコミがピックアップして、ここら辺でこれを出すというようになつ

ていることが大問題なのです。

#### ＜都市問題・住宅問題は民主主義の学校＞

それから第6に都市問題、住宅問題に私がなぜ興味を持っているかという視点。何が面白いのかというと、私はこれは民主主義の学校だと思うからです。都市問題はまさに政治・経済・社会をみるバロメーターになる。だから私の都市法政策の講義は、小泉改革と大きな接点があるのです。小泉改革と都市問題と何の関係があるのか、それから中国のまちづくりと何の関係があるのかと時々言われますが、それはさっき言ったように、日本の国土づくりは自民党政権によって行われてきた、田中角栄の日本列島改造論は一体なんだつたのかということがわからなければ、今の橋本政権、小泉政権のまちづくり、都市政策がわからないということです。超高層マンションができてきているのはつい最近の話です。昭和30年代に超高層マンションはなかったから、耐震偽装という問題はなかった。あるはずがない。そういう政治・経済・社会状況を考えるうえで、都市問題、住宅問題をテーマとして考えるのは面白い。それは、あらゆる法体系を考えるいい教科書になる。それから本音と建前の問題と同じですが、理想と現実とのバランス。理想論ばかり言えば、こうあるべきだ、こうあらなければいけない。しかしそんなことばかり言っても意味がない。現実はこうなんだから、現実的な政策はこうなんだ、ということで考えなければダメなのです。

#### ＜おわりに＞

ちなみに、つい最近積水ハウスが説明を怠ったという記事が新聞に出ていました。京都の自宅改修ということで銀行がお金を貸すので、アンタの敷地の半分を売って、その後の半分の土地上の今の木造建物をマンションを建て替えたらいいと銀行と積水ハウスから提案をされて土地を半分売りました。ところが半分売つてしまったら、後の建築が容積率違反だとなり、建物を売ろうと思ったら売れなくなつた。これによってエライ損害を受けたということで積水ハウスと銀行に対して損害賠償をしました。これは私よりちょっと若い大阪の優秀な弁護士がやった事件です。高裁で負けましたが、最近は最高裁の方が頭の柔らかい人がいるんです。地裁の裁判官は、頭カチコチの今どきの若い奴が多く、優秀だけれども教科書に書いてあることしかわからない。小泉改革とは何ぞやについて何も知らない奴がいる。社会の動きがわからない。離婚をするのに何のケンカをしているのかわからない。建物を買うためにちょっと金を貯め込んでいたのはなぜかということまで考えられない、へそくりの意味がわからない。そんな奴が裁判官をやっているわけです。それに比べると、まだ最高裁のおじいちゃんの方が酸いも甘いもかみ分ける柔軟な頭をしているというのがあって、最高裁判所で判例が変わるというケースが最近あるんです。面白い現象ですが、これはある意味で危ない現象です。昔は若い奴がこんなにおかしい、オジンはこんなこと言っているが、こんなもの今の時代に合っていない、俺が勇気を持って変えるんだとやって世の中が変わってきたのだけれども、今まで逆戻りです。若い奴が超保守です。前例踏襲、先例に習う。難しいことは自分の頭で考えられない。そういうヘンな状況を変えるためにも、都市問題で柔軟な頭を形成していくことが必要だと思っています。

以上、耐震強度偽装問題をテーマとして、私なりの色々な検討の視点をお話しました、半分漫談みたいなお話ですが、皆さんの参考にしていただけたらと思います。以上で私の話を終わります。皆さん本日はどうもご静聴ありがとうございました。